**高知県犯罪被害者等支援条例骨子（たたき台）**

資料１

**第１章　総則**

**第１条　目的**

(1)　犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定める。

(2)　県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにする。

(3)　犯罪被害者等支援の基本となる事項を定める

(4) 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る

(5) 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

**第２条　定義**

(1)　犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）

(2)　犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族）

(3)　二次被害（犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の被害）

(4)　民間支援団体（犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体）

**第３条　基本理念**

(1)　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

(2)　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応することを旨として推進されなければならない。

(3)　犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう、二次被害の防止に十分配慮しなければならない。

(4)　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(5)　犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

**第４条　県の責務**

(1)　基本理念にのっとり、国や市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(2)　犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割を鑑み、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

**第５条　県民の役割**

(1)　基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(2)　県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**第６条　事業者の役割**

(1)　基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(2)　県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

 (3)　犯罪被害者等が受けた被害の回復もしくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

**第７条　市町村の役割**

（１） 基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

（２） 地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**第８条　民間支援団体の役割**

民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等支援を行うにあたっては、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**第２章　基本的な施策**

**第９条　相談窓口の設置、情報の提供等**

県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、専用の相談窓口を設置し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に理解のある専門職を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

**第10条　経済的負担の軽減**

県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成

に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

**第11条　日常生活の支援**

県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施

策を講ずるものとする。

**第12条　心身に受けた影響からの回復**

県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復でき

るようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス及び学校における支援が提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

**第13条　安全の確保**

県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

**第14条　居住の安定**

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第２条第１号に規定する県営住宅をいう。）への入居において特別の配慮を行うほか、必要な施策を講ずるものとする。

**第15条　雇用の安定等**

県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるため、必要な施策を講ずるものとする。

**第16条　県民の理解の増進**

県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について県民の理解を深めるため、二次被害の防止等に係る広報及び啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

**第17条　人材の育成**

県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等からの相談の業務その他の犯罪被害者等支援に従事する人材を養成するために必要な施策を講ずるものとする。

**第18条　民間支援団体に対する支援**

県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

**第３章　推進の体制等**

**第19条　支援に関する指針**

県は、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援

に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定めるものとする。

２ 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針

(2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策

(3) 前２号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項

３ 県は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

４ 県は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

５ 前２項の規定は、指針の変更について準用する。

６　県は、指針に基づく施策の実施状況について、適宜、公表する。

**第　20条　高知県犯罪被害者等支援推進会議**

　県は、犯罪被害者等支援施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

２　知事は、前条の指針を定めるに当たっては、あらかじめ推進会議の意見を聴くものとする。

３　県は、前条の指針の進ちょく状況等を推進会議において検証し、必要な措置を講ずるものとする。

４　推進会議は、犯罪被害者等支援に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

**第　21条　財政上の措置**

県は、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**第22条　附則関係**

(1)　施行期日

(2)　見直し（県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例を見直す）